

和歌山県港湾施設管理条例の一部改正について

(お知らせ)

平成21年3月
和歌山県港湾空港振興課

平成21年5月1日から港湾施設の使用料区分等を下記のとおり改正しますので、お知らせします。

①料金区分の見直し

使用実態と料金区分の乖離是正及び申請事務の簡素化・省力化等を図るため、上屋・野積場の料金区分を、『使用日数区分(3区分)』から『1日当たりの料金』に変更します。

(単位：円)

施設	現 行					→	変更後
	使用区分	単位	料金区分				料金区分
			1～15日	16～30日	30日超		
上屋	1号・2号上屋	1㎡・1日	10.50	17.32	25.72		14.11
	3号・4号上屋		14.70	24.15	35.70		19.71
	5号～7号上屋		18.90	31.50	46.20		25.56
	8号上屋		20.18	33.64	50.46		27.31
野積場	1種地	1㎡・1日	4.72	8.40	15.22		6.71
	2種地		3.67	7.35	13.12		5.65

※日高港及び新宮港の野積場使用料は現行どおり

②「水面貯木場」に係る使用料設定の廃止

水面貯木場は廃止されていることから、条例の規定から水面貯木場に係る使用料設定を削除します。

③「港湾施設用地」の規定の整備

港湾施設用地の更地使用の料金区分の規定を、条例上明確にします。
なお、使用料(920円/㎡・年)は従来どおりです。

お問い合わせ先：

和歌山県港湾空港振興課 港湾管理班	(電話：073-441-3163)
和歌山下津港湾事務所 総務管理課	(電話：073-431-7266)
有田振興局建設部 総務管理課	(電話：0737-64-1284)
日高振興局建設部 総務管理課	(電話：0738-24-2931)
西牟婁振興局建設部 総務管理課	(電話：0739-26-7921)
東牟婁振興局串本建設部 総務管理課	(電話：0735-62-0755)
東牟婁振興局新宮建設部 総務管理課	(電話：0735-21-9623)